



「しっかり発言、きちんと報告します」 市政に関する、ご意見・要望をお聞かせください。メールアドレス
kyousankaneko@yahoo.co.jp



子育てを支える「就学援助制度」 周知と改善を求める

就学援助は、憲法第26条が定める「義務教育は、これを無償とする」という原則に基づいて、小中学校に通学する児童生徒の経済的に困難な保護者に対し、学用品や学校給食費、修学旅行などについて援助する制度です。

7人に一人の割合で
子どもが貧困状態にあります。経済的に困難な家庭の子育てを支える就学援助制度。市川市の認定率は、2019年度は8・2%に留まっており、周知の徹

市川市の認定
率8・2%



底が必要です

12月市議会の一般質問で、私、金子は、就学援助制度の拡充、東国分中正門付近の春木川に橋設置を求めました。その要旨を紹介します。

率は30・4%で全児童生徒に申請書を配付し、郵送で提出させている。認定率向上のためにはどのようにできないか。

【学校教育部長】 今後も更なる周知の拡充に

向け、丁寧な説明を続けていく。

給食費の無償化 拡大を検討する

【金子】世田谷区では独自に生活保護基準を高めに設定し、学校給食費の無償化の対象を拡大している。本市も検討できないか。

【学校教育部長】世田谷区のように給食費の対象拡大を検討する。



就学援助制度

水元

- 生活保護を受けている方
 - 生活保護を受けていないが経済的にお困りの方、例として、市民税が非課税、児童扶養手当を受給、収入が下記以下の方など。

世帯構成	持家	借家
母、子（小1）	約271万円	約379万円
父、母、子（小1） 子（4歳）	約392万円	約490万円
父、母 子（中1） 子（小4）	約431万円	約531万円

(申請の方法)

- 申請書は学校の事務室にあります。記入例を参考に必要事項を記入し、押印し、通学する学校の事務室へ提出してください。申請は随時受け付けています。児童・生徒1人につき1枚の申請が必要です。

(審査の結果は全員にお知らせしています)

※問い合わせ先：教育委員会就学支援課



（通部長）県に確認した
橋を設置する場合は河
高より高い位置に設置
する、橋の幅を3m確
保するとの指導があり、
用地確保など解決すべ
き課題が多くある。（こ
のことから橋の設置の
ほか、既存経路におけ
る安全性の向上につい
て検討していただきたいと
考へてある。

「安全対策として橋の設置を検討する」

